

水俣市水道水源保護条例（平成21年3月18日条例第4号）

最終改正：

改正内容：平成21年3月18日条例第4号

○水俣市水道水源保護条例
平成21年3月18日条例第4号

水俣市水道水源保護条例

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、水道の水質を保全し、かつ、安定的な水の供給を確保するため、その水源を保護し、もって現在及び将来にわたって市民の生命及び生活環境を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）水源 水道の取水施設及び貯水施設の周辺地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- （2）水源保護地域 水源及びその上流の地域で、市長が指定する、特に水源に影響があると認められる地域をいう。
- （3）対象事業場 別表に掲げる水源保護地域内の事業場をいう。

（市の責務）

第3条 市は、水源の保護に係る施策の実施、知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自ら水源の保護に必要な措置を講ずるとともに、安全な水を確保するための市民の活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する水源の保護に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、水源の保護に関する理解を深め、それぞれの立場から水源の保護に寄与するよう努めるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（水源保護地域の指定等）

第6条 市長は、水源及びその上流域において水質を保全することが必要と認められる地域を水源保護地域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、水俣市環境基本条例（平成20年条例第55号）第20条に規定する水俣市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を尊重して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、水源保護地域を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、市長が水源保護地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業場の届出）

第7条 次に掲げる者（以下「対象事業場設置者等」という。）は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

- （1）水源保護地域において対象事業場を設置しようとする者
- （2）水源保護地域において対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更又は事業の範囲の変更（以下「対象事業場の変更」という。）をしようとする者

（事前の協議等）

第8条 前条の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ市長に協議するとともに、関係地域の住民に対し、対象事業場の事業内容、施設の構造、事業活動に係る水源への影響及びその防止対策について、説明会の開催その他の措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前条による届出があった場合において、前項の規定による協議を行わず、若しくは行う見込みがないとき又は説明会の開催その他の措置を執らず、若しくは執る見込みがないときは、対象事業場設置者等に対し、期限を定めて当該協議を行うよう、又は説明会の開催その他の措置を執るよう勧告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、住民生活の安全性の確保及び自然環境の保全のために必要があると認めるときは、対象事業場の設置等の計画の変更（以下「計画の変更」という。）を勧告

するものとする。

(建設工事等に対する措置)

第9条 対象事業場設置者等は、前条第3項による勧告を受けて計画の変更をするまでは、対象事業場の建設工事に着手し、又は対象事業場の変更をしないよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して対象事業場の建設工事又は対象事業場の変更に着手した者に対して、当該建設工事又は対象事業場の変更の一時停止を勧告するものとする。

(承継)

第10条 第7条の規定による届出をした者からその届出に係る対象事業場を譲り受け、借り受け、若しくは相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該対象事業場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、対象事業場設置者等に対し報告を求め、又は市長の指定する者に事業に係る土地及び施設への立入検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、前条第1項の報告又は立入検査において、水源の水質を汚濁させ、又は汚濁させるおそれがあると認めるときは、対象事業場設置者等に対し、期限を定めて施設の構造若しくは使用方法又は排水等の処理の方法を改善するよう勧告するものとする。

(施設の使用又は排水の一時停止勧告)

第13条 市長は、前条の勧告に従わない対象事業場設置者等に対し、当該施設の使用又は排水等の公共用水域への排水の一時停止を勧告するものとする。

(水道水源保護協定の締結)

第14条 対象事業場設置者等は、市と将来にわたる水道に係る水質の保全及び水量の確保のために必要な事項を内容とする協定(以下「水道水源保護協定」という。)を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、水道水源保護協定を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該水道水源保護協定の内容について、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、水道水源保護協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、締結した水道水源保護協定の内容を変更する場合についても準用する。

(公表)

第15条 市長は、第8条第3項、第9条第2項又は第12条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。(平成21年4月規則第10号で、同21年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に水源保護地域において、対象事業場を設置している者(設置の工事に着手している者を含む。)については、第7条の規定による届出をしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に水源保護地域において、対象事業場を設置している者(設置の工事に着手している者を含む。)については、当該対象事業場の変更をする場合を除き、第12条から第15条までの規定は、この条例の施行の日から3年を経過する日までの間は、適用しない。

別表(第2条関係)

ゴルフ場 総面積が10ヘクタール以上かつ9以上のホールを有するもの

一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

産業廃棄物最終処分場 廃棄物処理法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場
砕石場 水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を設置して、岩石等を細かく砕く事業を行う場所
残土処分場 土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。）を埋立てし、盛土し、又はたい積する事業を行う場所で、その面積が1,000平方メートル以上のもの
その他の事業場 水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業場又は水源の水量に影響を及ぼすおそれがある事業場で、市長が別に定めるもの